

## ○室戸応援隊設置要綱

令和元年10月28日

告示第140号

### (目的)

第1条 この要綱は、室戸市（以下「市」という。）にゆかりのある方や様々な分野で活躍されている方などに、室戸応援隊（以下「応援隊」という。）の隊員（以下「隊員」という。）になっていただき、人的ネットワークを活用するなど、あらゆる機会を通じて、市の魅力を発信するとともに、市にとって有益な情報提供、指導及び助言等をいただくことにより、市の魅力あるまちづくりの実現につなげることを目的とする。

### (対象者)

第2条 応援隊の対象者は、市にゆかりのある方や様々な分野で活躍されている方などで、次の各号のいずれかに該当する方とする。

- (1) 応援隊の目的及び役割等を理解し、積極的に協力、支援できる方であって、応援隊の目的に賛同する方
- (2) その他市長が特に必要と認める方

### (登録)

第3条 市長は、前条に規定する対象者に対して応援隊への加入を依頼し、承諾のあった方を隊員として登録する。

### (登録の抹消)

第4条 市長は、前条の規定により登録された隊員が次のいずれかに該当するときは、前条の登録を抹消するものとする。

- (1) 退隊の申出があったとき。
- (2) 所在不明になったとき。
- (3) その他隊員としてふさわしくない行為があったとき。

### (役割)

第5条 応援隊の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市への施策提言
- (2) 市にとって有益な情報の提供
- (3) 市の施策への協力
- (4) 市のイメージアップにつながる情報発信
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### (活動の支援)

第6条 市は、応援隊の活動を支援するため、応援隊に対し、観光パンフレット、市広報紙、名刺等の提供を行う。

(庶務)

第7条 応援隊の庶務は、室戸市企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 室戸市観光応援団設置要綱（平成22年告示第71号）は、廃止する。